慶應義塾ミュージアム・コモンズ芸術資料貸出要綱

2021年１月１日

（目的）

第１条　この要綱は、慶應義塾ミュージアム・コモンズ芸術資料収集・保管及び展示等業務実施要領第８条に基づき、慶應義塾ミュージアム・コモンズ（Keio Museum Commons, 以下「KeMCo」という。）で収蔵する芸術資料の貸出に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（貸出承認）

第２条　KeMCo 機構長（以下「機構長」という。）は、次の場合に芸術資料の貸出を承認する。なお、第三者から寄託を受けた芸術資料については、寄託者の承諾があった場合に限る。また、センチュリー赤尾コレクションについては慶應義塾大学附属研究所斯道文庫長の承認も必要とする。

（１）国立の博物館、博物館法（昭和 26 年法律第 285 号）第２条第１項に規定する博物館、同法第 29 条に規定する博物館に相当する施設、国立の図書館、図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第２条第１項に規定する図書館またはこれらに準ずる施設が申請する場合

（２）その他機構長が適当と認める場合

（貸出期間）

第３条　芸術資料の貸出期間は原則として 90 日以内とする。ただし、海外への貸出や国内の巡回展等、機構長が特に必要と認める場合はこの限りでない。

２　前項に規定する貸出期間は、当該芸術資料を引き渡した日から起算してその返還を受ける日までの日数により算定する。

（貸出資料の制限）

第４条　貸出を承認する芸術資料の員数は原則として 10 点以内とし、それを越える場合、または全体の陳列予定作品のうち、貸出する芸術資料の員数が３割以上を占める場合には、別途協議する。

２　機構長は、前項の規定に該当する場合であっても、次の場合は貸出期間または貸出員数を制限し、貸出をしないものとする。

（１）KeMCo の業務に支障をきたす恐れのある場合

（２）芸術資料の保存上、特に配慮を必要とする場合

（３）著作権等を侵害する恐れのある場合

（４）その他貸出をすることが適当でないと認められる場合

３　機構長は、KeMCo の都合により必要がある場合は、芸術資料の貸出期間中であっても、当該資料の返還を求めることができる。

（貸出手続）

第５条　芸術資料の貸出を受けようとする者（以下「借用者」という。）は、別記第１号様式による申請書を機構長に提出しなければならない。

２　機構長は、適当と判断した場合は、借用者に別記第２号様式による承認書を交付する。

３　借用者は、別記第３号様式による預かり証を提出し、これと引換えに芸術資料を受領する。

４　機構長は、芸術資料が返還された時は、これと引換えに預かり証を借用者へ返還する。

５　資料画像等の利用に関しては別記第４号様式による申請書を機構長に提出し、第５号様式による許可書を交付する。

（貸出条件）

第６条　借用者は、次の各号を守らなければならない。

（１）使用目的以外での使用をしないこと。

（２）「慶應義塾ミュージアム・コモンズ所蔵」あるいは指示されたクレジットを明記すること。KeMCo 以外の者が所蔵する芸術資料については当該者所蔵の旨を明記すること。

（３）芸術資料の荷造り輸送に要する一切の経費は、借用者の負担とする。

（４）貸出期間中の芸術資料の保管は、借用者の責任とする。借用者は、その芸術資料に対して損害保険を付し、亡失、汚損、き損等のあったときは、賠償の責を負うこと。

（５）貸出を受けた芸術資料の撮影、模写、印刷物掲載等については、事前に機構長の承認を受けなければならない。

（６）その他 KeMCo の指示に従うこと。

（撮影模写等の承認）

第７条　機構長は、第６条（５）号に規定する申し出があった場合、作者等の同意のない芸術資料については承認をしない。

附　則

この要綱は、2021 年１月１日から施行する。

第１号様式①

年　　月　　日

慶應義塾ミュージアム・コモンズ芸術資料借用申請書

慶應義塾ミュージアム・コモンズ機構長　殿

申請者　　借用機関住所

借用機関名

代表者名　　印

下記のとおり芸術資料の借用を申請します。

借用目的	展覧会名：
陳列のための施設及び設備概要	
借用期間	年　　月　　日　～　　年　　月　　日
展示期間	年　　月　　日　～　　年　　月　　日
芸術資料	作家名、資料名 計　　点
輸送方法	
借用中の管理方法	
担当者	名前： 所属： 連絡先：
特記事項	

第１号様式②

年　　月　　日

慶應義塾センチュリー赤尾コレクション借用申請書

慶應義塾ミュージアム・コモンズ機構長　殿
慶應義塾大学附属研究所　斯道文庫長　殿

申請者　　借用機関住所

借用機関名

代表者名　　印

下記のとおり芸術資料の借用を申請します。

借用目的	展覧会名：
陳列のための施設及び設備概要	
借用期間	年　　月　　日　～　　年　　月　　日
展示期間	年　　月　　日　～　　年　　月　　日
芸術資料	作家名、資料名 計　　点
輸送方法	
借用中の管理方法	
担当者	名前： 所属： 連絡先：
特記事項	

第２号様式①

年　　月　　日

芸術資料貸出承認書

様

慶應義塾ミュージアム・コモンズ機構長

下記のとおり芸術資料の貸出を承認します。

記

１．使用目的

２．貸出期間　　年　　月　　日から

　　年　　月　　日まで

３．内訳

種別	作者名	資料名	摘要

付記

（１）使用目的以外での使用をしないこと。

（２）「慶應義塾ミュージアム・コモンズ所蔵」あるいは指示されたクレジットを明記すること。KeMCo 以外の者が所蔵する芸術資料等については当該者所蔵の旨を明記すること。

（３）芸術資料の荷造り輸送に要する一切の経費は、借用者の負担とする。

（４）貸出期間中の芸術資料の保管は、借用者の責任とする。借用者は、その芸術資料に対して損害保険を付し、亡失、汚損、き損等のあったときは、賠償の責を負うこと。

（５）貸出を受けた芸術資料の撮影、模写、印刷物掲載等については、事前に機構長の承認を受けなければならない。

（６）借用時に本書を提示すること。

（７）その他慶應義塾ミュージアム・コモンズの指示に従うこと。

第２号様式②

年　　月　　日

センチュリー赤尾コレクション貸出承認書

様

慶應義塾ミュージアム・コモンズ機構長

慶應義塾大学附属研究所　斯道文庫長

下記のとおり芸術資料の貸出を承認します。

記

１．使用目的

２．貸出期間　　年　　月　　日から

年　　月　　日まで

３．内訳

種別	作者名	資料名	摘要

付記

（１）使用目的以外での使用をしないこと。

（２）クレジットには「慶應義塾（センチュリー赤尾コレクション）」と明記すること。

（３）芸術資料の荷造り輸送に要する一切の経費は、借用者の負担とする。

（４）貸出期間中の芸術資料の保管は、借用者の責任とする。借用者は、その芸術資料に対して損害保険を付し、亡失、汚損、き損等のあったときは、賠償の責を負うこと。

（５）貸出を受けた芸術資料の撮影、模写、印刷物掲載等については、事前に承認を受けなければならない。

（６）借用時に本書を提示すること。

（７）その他慶應義塾の指示に従うこと。

第３号様式①

年　　月　　日

芸術資料預かり証

慶應義塾ミュージアム・コモンズ機構長　殿

申請者　　借用機関住所

借用機関名

代表者名　　印

ご所蔵の下記芸術資料を借用しました。

借用目的	展覧会名：
展示場所	
借用期間	年　　月　　日　～　　年　　月　　日
展示期間	年　　月　　日　～　　年　　月　　日
芸術資料	作家名、資料名 計　　点
担当者	名前： 所属： 連絡先：
特記事項	

第３号様式②

年　　月　　日

センチュリー赤尾コレクション預かり証

慶應義塾ミュージアム・コモンズ機構長　殿
慶應義塾大学附属研究所　斯道文庫長　殿

申請者　　借用機関住所

借用機関名

代表者名　　印

ご所蔵の下記芸術資料を借用しました。

借用目的	展覧会名：
展示場所	
借用期間	年　　月　　日　～　　年　　月　　日
展示期間	年　　月　　日　～　　年　　月　　日
芸術資料	作家名、資料名 計　　点
担当者	名前： 所属： 連絡先：
特記事項	

第４号様式

資料画像等利用許可申請書

年　　月　　日

慶應義塾ミュージアム・コモンズ機構長　殿

申請者　　住所
所属　　印

担当者名
電話番号（　　）　　―

資料画像等の利用の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

<table>
<tr><td>目的</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>利用区分</td><td colspan="5">□掲載・掲出　□放映　□その他（　　）</td></tr>
<tr><td rowspan="5">成果物</td><td>名称</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>発行部数</td><td></td><td>形態</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>発行(公表)日</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>料金・価格</td><td colspan="4">□無料　□有料（　　円）</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>利用期間</td><td colspan="5">年　月　日　～　年　月　日</td></tr>
<tr><td colspan="6">利用希望資料</td></tr>
<tr><td>番号</td><td colspan="2">資料名</td><td>点数</td><td colspan="2">備考</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2"></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2"></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="5"></td></tr>
</table>

慶應義塾ミュージアム・コモンズ　資料画像等貸出・使用条件

1）フィルム・プリント・ディスク等の貸出媒体は、万全の注意をもって取り扱い、使用後すみやかにご返却ください。
2）貸出された資料は、慶應義塾ミュージアム・コモンズ（以下 KeMCo）に事前に申請し許可を得た目的に限定し使用を許可します。KeMCo の承諾なく第三者への売却・賃貸、また掲載予定成果物以外への使用は、お断りいたします。
3）著作権が存在する資料の掲載にあたっては、この申込書とは別に著作権者の承認をとり、必要なクレジットを記載してください。
　備考：
4）デュープを作成する場合には事前に KeMCo の許可を得て、使用後はオリジナルとともにご返却ください。
5）成果物が発行されましたら、KeMCo までご送付くださいますようお願いいたします。
6）その他、場合に応じて条件を付すことがあります。
7）デジタル公開する場合は URL を備考欄に記入してください。

上記の条件を承諾の上、資料借用を申し込みます。

第５号様式

資料画像等利用許可書

年　　月　　日

様

慶應義塾ミュージアム・コモンズ機構長

下記のとおり、資料画像等の利用を許可します。

目的			
利用期間	年　　月　　日　～　　年　　月　　日		
利用資料			
番号	資料名	点数	備考
備考			

慶應義塾ミュージアム・コモンズ　資料画像等貸出・使用条件

１）フィルム・プリント・ディスク等の貸出媒体は、万全の注意をもって取り扱い、使用後すみやかにご返却ください。

２）貸出された資料は、慶應義塾ミュージアム・コモンズ（以下 KeMCo）に事前に申請し許可を得た目的に限定し使用を許可します。KeMCo の承諾なく第三者への売却・賃貸、また掲載予定成果物以外への使用は、お断りいたします。

３）著作権が存在する資料の掲載にあたっては、この申込書とは別に著作権者の承認をとり、必要なクレジットを記載してください。
備考：

４）デュープを作成する場合には事前に KeMCo の許可を得て、使用後はオリジナルとともにご返却ください。

５）成果物が発行されましたら、KeMCo までご送付くださいますようお願いいたします。

６）その他、場合に応じて条件を付すことがあります。

上記の条件を承諾の上、資料借用を申し込みます。